

令和2年度警告シールの実施結果及び 令和3年度の実施について

さいたま市

経緯

電柱等へのはり紙やはり札等はさいたま市屋外広告物条例に違反しており、除却をしているが、すぐに同じ場所に掲出され、実質的な解決には至っていないため、除却以外の取組も必要となった。

目的

警告シールを貼り付けることにより、広く事業者及び市民に違反を認識してもらい、掲出者による自主除却・再発防止効果を目指す。



【貼付イメージ】

インターネット市民意識調査の結果

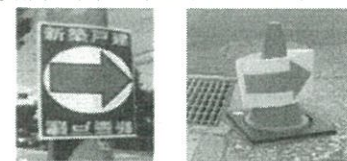
Qこの写真のような案内が違反広告物であると知っていましたか。

- 選択肢 ①知っていた
②知らなかった

結果 知らなかった人が73.7%

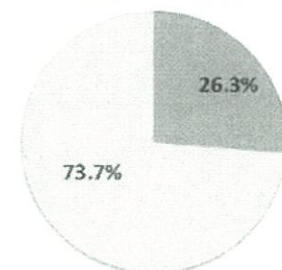
↓
さいたま市屋外広告物条例に違反している事実を周知する必要がある。

【期間：令和2年2月1日～2月5日】



■知っていた

■知らなかった



(対象数 1,000人)

実施概要(令和2年度)

- ・ 9月…簡易除却対象の違反広告物に警告シールを貼付。
- ・ 10月…違反業者に対し、違反している旨の文書を送付し、撤去を指示。
- ・ 11月…残っている違反広告物を市で除却。

実施結果(令和2年度)

【期間：令和2年9月～令和2年11月】

警告シール貼付け数	除却数	違反数	除却率
459件	368件	91件	80%

通知書送付数	報告件数	報告率
14件	9件	64%

一定の自主除却及び再発防止の効果があつた。

さいたま市では、是正指導の一環として、
令和3年度も警告シールの実施を継続

令和3年度の実施(予定)

- 9月 ・ 簡易除却対象の違反広告物に警告シールを貼付
- 10月 ・ 掲出者に対し、違反している旨の文書を送付し、撤去を指示。
⇒掲出者からの連絡により、是正状況確認
⇒連絡がない場合は、電話連絡し、是正状況確認
- 11月 ・ 警告シールを貼り付けた違反広告物の状況確認
・ 残っている違反広告物の除却